



## [5・6年生対象] クイズに答えて東京に行こう

東京・羽田空港にある、空に関わる仕事や飛行機を間近で見ることができる施設「JAL SKY MUSEUM」などを見学に行きませんか。

但馬空港や飛行機利用に関することから出題されるクイズで上位の成績を修めると、但馬空港から出発する「JAL SKY MUSEUMと東京探検ツアー」に招待します。

▶対象者 小学校・義務教育学校前期課程に通う5・6年生

▶募集人数 20人(2人1組または、1人での参加も可能)

※成績上位者多数の場合は抽選により決定

▶募集期間

12月24日(水)～2026年1月13日(火)まで



▲JAL格納庫内部



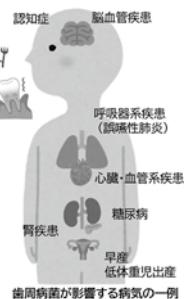
歯と口の健康を守って、笑顔で楽しい人生を

### 歯周病を知ろう

歯肉など歯の周りの組織に炎症を起こす病気です。重症化すると歯を失うこともあります。自覚症状が少ない病気で「サイレント・ディジーズ(沈黙の病気)」とも呼ばれています。

### 口腔内の環境悪化により全身の健康に影響

口の中で増えた歯周病菌は、炎症がある歯肉から血管に入り込むと体内をめぐり、心疾患や脳疾患、糖尿病など全身の健康状態に影響を及ぼします。



### すこやか市民健診で

#### 歯科医師による「口の検診」を

20歳から70歳までの偶数年齢の人に歯周病検診、76歳の人に後期高齢者歯科口腔検診を実施しています。

### 歯と口の健康に重要なプロフェッショナルケア

歯科医院で定期的に歯科健診や治療を受ける「プロフェッショナルケア」を受け、歯と口の健康を守りましょう。

市ホームページ▶

《問合せ》 健康増進課☎24-1127

▶申込方法 但馬空港に関するクイズにオンライン回答または、回答用紙を都市整備課に提出。※回答用紙は各学校を通じて配付



▶当選通知 26年2月2日 オンライン回答▲(月)に参加申込時に登録したメールアドレスまたは連絡先に通知

▶実施日 26年3月25日(水)～26日(木) 1泊2日

▶見学先 JAL SKY MUSEUM、JALオペレーションセンター、上野動物園、東京スカイツリーなど

▶行程管理 JAたじま旅行センター

▶参加条件 ツアー終了後、市広報などに掲載する体験記を作成※ツアー参加中にスタッフが撮影した写真は、空港のPRに活用します。



《問合せ》 都市整備課☎23-1712

市ホームページ▲

### がんで苦しまないためにできること

市では、2020年には733人(男性412人、女性321人)ががんと診断されています。

がんを防ぐ「生活習慣」と「がん検診」を受診することで早期に発見し、適切な治療を受けることが大切です。

### がん予防のための「5つの健康習慣」

(国立がん研究センター がんの発生要因より)



1 禁煙する

2 節酒する

3 食生活を見直す

4 身体を動かす

5 適正体重を維持する

がんの発生要因▲  
(国立がん研究センター)

上記に加えて感染症の検査を受ける

### すこやか市民健診で「がん検診」

がんは無症状で気がつかないことがあります。気になる症状が現れるまえに、検診を受けましょう。症状がある場合は、検診を待たず早めに医療機関を受診してください。

1月下旬から2月中旬に申込みを受け付けます。休日や託児つきの健診日もあります。詳しくは広報とよおか2月号を確認してください。

《問合せ》 健康増進課☎24-1127

## 申告期間は2月16日(月)～3月16日(月)

## 令和8年度(令和7年分)の所得税・市県民税の申告に向けて早めの準備を

### 今年からスマホ申告ブースを設置します

自身のスマホからe-Taxで申告できます。  
翌年から申告相談に来なくても、自宅で申告できるようになります。  
スマホとマイナンバーカードをお持ちの方は、利用してください。



### 申告相談は予約制です

広報とよおか2月号で日程や会場などの詳細をお知らせします。

### 自宅で市県民税申告書の作成・試算ができます

作成した申告書を印刷して提出することができます。



### 申告に関する注意点

#### 申告相談は申請者ごとに「利用者識別番号」が必要

e-Taxホームページで取得できます。

#### 令和7年分の以下の書類を全て準備してください

▷給与所得、公的年金等の源泉徴収票

▷各種控除に必要な証明書類

#### 事前作成が必要な書類

▷事業所得(営業、農業)・不動産所得の収支内訳書

▷医療費控除の明細書

(受診者・医療機関等ごとに集計したもの)

#### 税務署や国税庁ホームページで申告が必要な内容

①土地、建物または株式等の譲渡所得②青色申告③繰越損失④雑損控除⑤住宅借入金等特別控除の初年度⑥消費税、贈与税⑦準確定申告⑧修正申告、更正の請求

※①～④に該当する内容で、確定申告書の提出が不要な場合を除く。

#### 寄附金控除(ふるさと納税)等の申告

所得税の確定申告で配当所得や寄附金控除の申告をする場合などは、確定申告書第2表「住民税・事業税に関する事項」の各種項目に必要事項を記載してください。

## 令和8年度から適用される個人市県民税の主な改正内容

### 給与所得控除の見直し

給与収入金額が190万円以下の方の給与所得控除について、最低保障額が55万円から65万円に引き上げられます。

### 特定親族特別控除の創設

納税義務者が、生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等(その納税義務者の配偶者および青色事業専従者等を除く)を有する場合、その親族等の合計所得金額が58万円超123万円以下の場合に限り、以下のとおりの控除額を控除します。

### 【扶養親族の合計所得金額別と特定親族特別控除額】

扶養親族の合計所得金額	特定親族特別控除額
58万円超 95万円以下	45万円
95万円超 100万円以下	41万円
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	21万円
110万円超 115万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	3万円

### 扶養控除等の所得要件の改正

扶養親族等の所得要件額が引き上げられます。

### 【改正前と改正後の所得金額の比較】

所得要件額等	改正前	改正後
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額	48万円	58万円
ひとり親が有する生計を一にする子の総所得金額等	48万円	58万円
雑損控除の適用を認められる親族に係る総所得金額等	48万円	58万円
勤労学生の合計所得金額	75万円	85万円

### 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例

必要経費に算入する金額の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられます。

### 子育て世帯等に対する

### 住宅ローン控除の拡充の延長

若者夫婦世帯、子育て世帯が要件に該当する省エネ等住宅を取得する場合の住宅ローン控除の上限額の引き上げが、令和7年末まで延長されます。



《問合せ》税務課 ☎ 21-9045